

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月12日	
名古屋市長 様	
提出者	
住 所	愛知県名古屋市中区錦3-6-29
氏 名	興和オプトロニクス株式会社
	環境事業部 事業部長 小林久城
	（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号	050-963-3609
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	興和オプトロニクス株式会社 環境事業部 (2023/10/1 吸収合併により興環テクノ株式会社から社名変更)
事業場の所在地	愛知県名古屋市中区錦3-6-29 サウスハウス10階
計画期間	2024年4月1日～ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06：総合工事業
② 事業の規模	完成工事高（環境事業部）：5,032,741,528 円
③ 従業員数	64名（環境事業部）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（3）による

(第2面)

産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙（４）による

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	総排出量	産業廃棄物の種類毎 は別紙１の通り
	排 出 量	1, 807. 5t	
	(これまでに実施した取組) 各作業所の工事開始前に、発生が予想される廃棄物等の処理について計画し、資材の過剰搬入の規制や簡易梱包の推進等を行った。また運用については、パトロール等を実施し、産廃管理状態を確認し、改善点等について指導を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		産業廃棄物の種類毎 は別紙２の通り
	排 出 量	1, 113. 0t	
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、各作業所の工事開始前に、発生が予想される廃棄物等の処理について計画し、資材の過剰搬入の規制や簡易梱包の推進等を行う。また運用については、パトロール等を実施し、産廃管理状態を確認し、改善点等について指導を行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：廃プラスチック、木くず、金属くず、 ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、 及び 石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 取組：ランニングボックス、コンテナ等を設置し分別排出を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：廃プラスチック、木くず、金属くず、 ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、 及び 石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 取組：ランニングボックス、コンテナ等を設置し分別排出を実施

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
	—		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
	—		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
—			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
—			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	総排出量	種類別は 別紙1の通り
	全 処 理 委 託 量	1,807.5t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	159.4t	
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	1,642.4t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	
	(これまでに実施した取組) 汚泥、木くず、金属くず、がれき類は極力再生利用業者に処理委託 することで再資源化が進められている。また、処理業者選定時に優 良認定処理業者を優先して選択することで適正処理の推進を図っ た。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	総排出量	種類別は 別紙2の通り
	全 処 理 委 託 量	1, 113. 0t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	128. 0t	
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	984. 0t	
	認 定 熱 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	— t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	
	(今後実施する予定の取組) 汚泥、木くず、金属くず、がれき類は引き続き再生利用業者に処理 委託することで再資源化を進める。また、処理業者選定時に優良認 定処理業者を優先して選択することで適正処理を推進する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

【前年度(2023年度)実績】

[illegible]

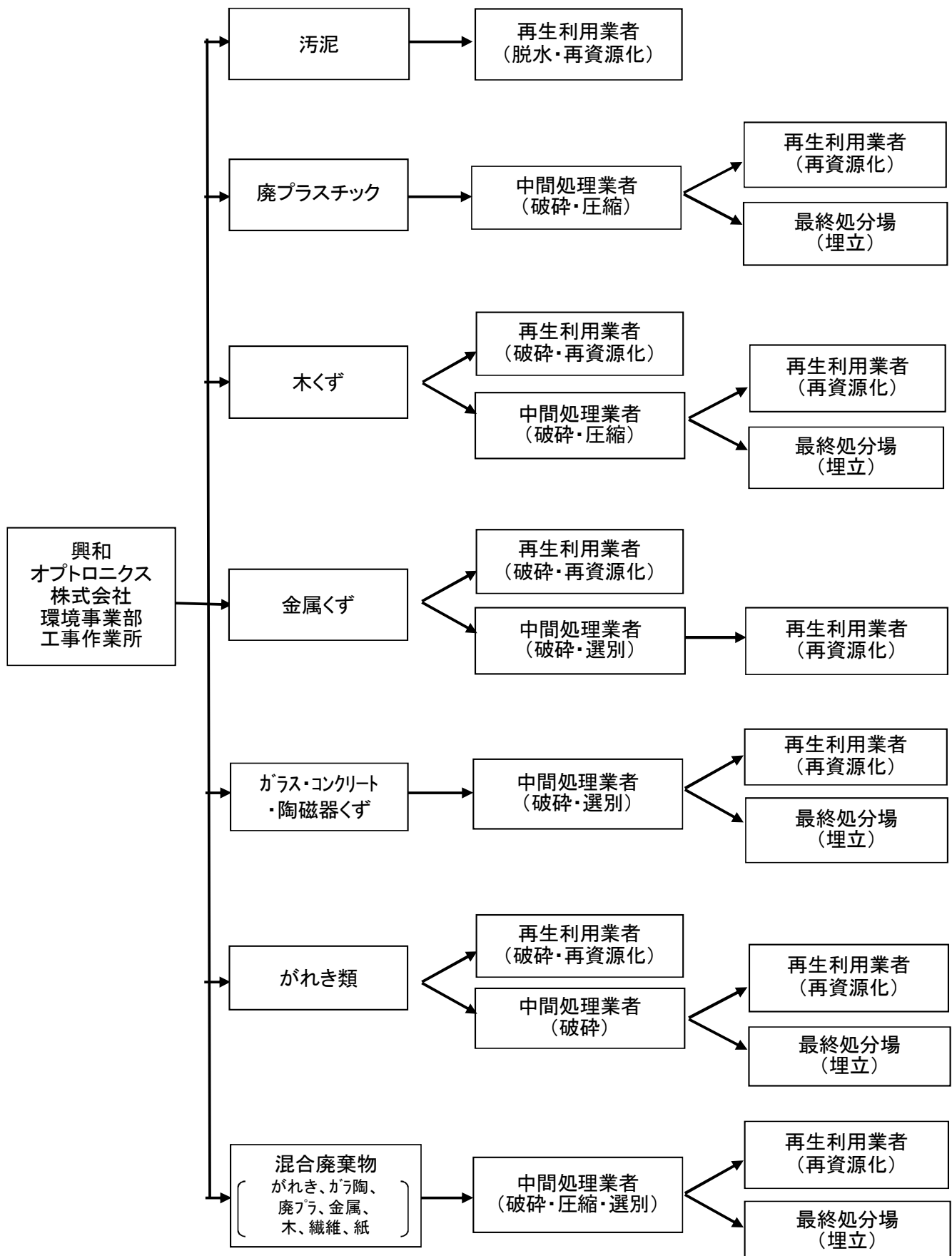
別紙2

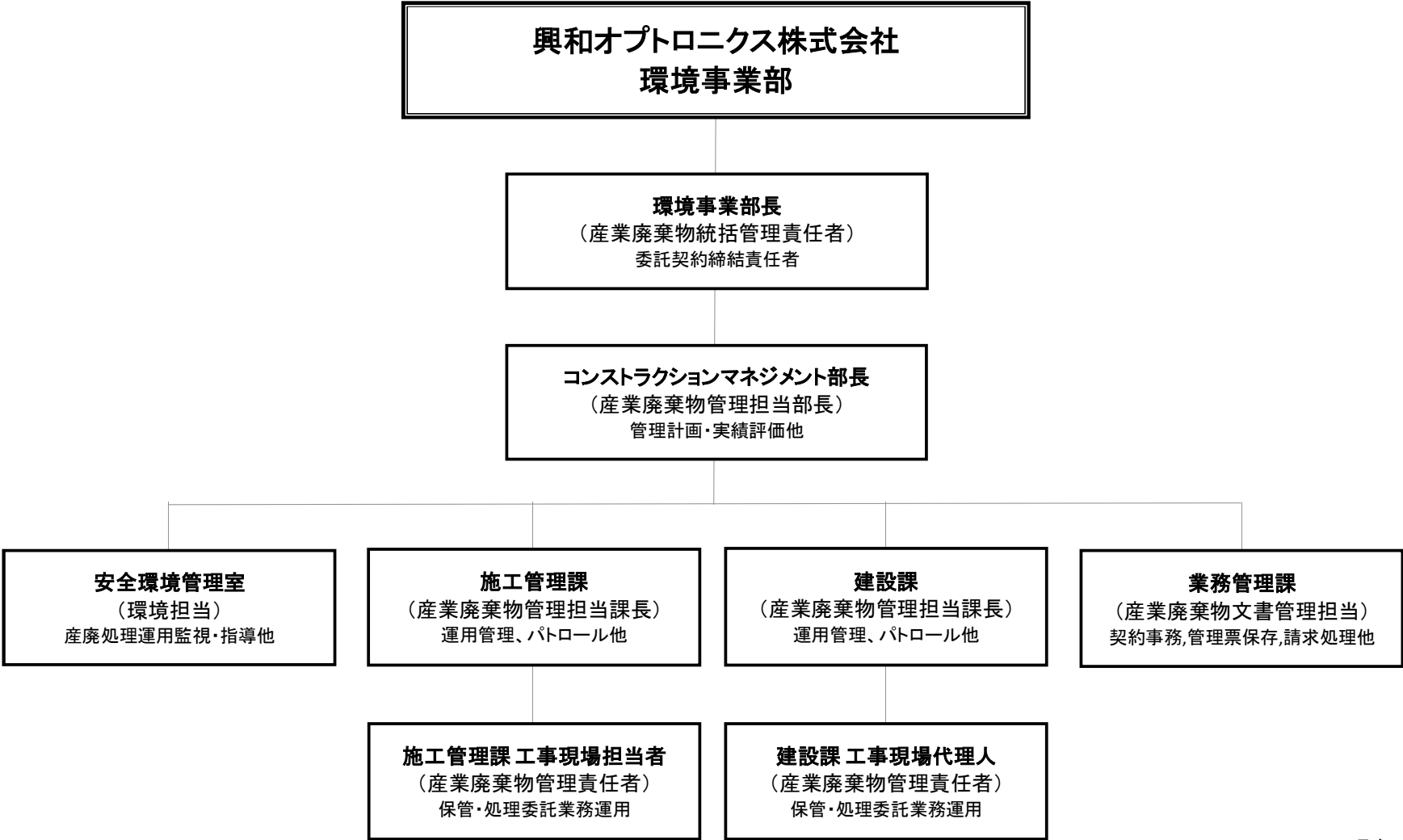
【今年度(2024年度)計画】

[illegible]

第一面④産業廃棄物の一連の処理の工程

(別紙3)





2024.04.01現在